第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第９３２号
東京都東久留米市滝山１丁目９番12号ヒューチャーハイム滝山106
債務者　鈴木　　司
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８９５号
東京都日野市大坂上１丁目11番地の２日野クリーンハイツ203
債務者　齊藤　　正
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５１８号
栃木県宇都宮市叶谷町47番地127、前住所栃木県宇都宮市中里町3014―１　エクレアハウスＢ―202
債務者　鈴木奈緒美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１２８３号
東京都世田谷区上馬１丁目32―16　星和オリンピックマンション402村山方
債務者　藤森佐智子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３７５号
東京都町田市成瀬２丁目13―３　ポプラケ丘コーポ３―205
債務者　中島　尚美
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４１０号
東京都中野区鷺宮４丁目13―13―101
債務者　加藤　　潤
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３９５号
東京都新宿区西落合１丁目32―19―104
債務者　中田　貴之
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７２５号
横浜市鶴見区獅子ケ谷３丁目20番９号
債務者　福山さおり
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９７号
釧路市愛国西２丁目25番３号　中谷マンション２階
債務者　佐々木清司
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１１４０９号
千葉県浦安市猫実２丁目12―２―102
債務者　玉置　賢二
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４２５号
東京都江東区北砂５丁目１―11
債務者　森　　弘
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４２７号
埼玉県所沢市大字荒幡217―５
債務者　内野　幸子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４４７号
東京都江戸川区松江４丁目４―10―206
債務者　菊地美季子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４５２号
東京都世田谷区代沢２丁目31―２―10Ａ
債務者　相馬　祐介
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４６０号
東京都葛飾区東金町１丁目36―２―208
債務者　黒田　嘉明
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部